

2015年(平成27年)3月16日

藤沢市長 鈴木 恒夫 様

藤沢市情報公開審査会
会長 安富 潔

行政文書公開請求の公開拒否決定に関する異議申立てについて(答申)

2014年(平成26年)6月17日付けで諮問された「ココテラス湘南6,7階の芸術文化利用に係る意志決定過程が検証出来る文書(起案文書等を含む)但し文書番号251301000445を除く」の行政文書公開請求に対する公開拒否決定の件について、次のとおり答申します。

1 審査会の結論

藤沢市長(以下「実施機関」という。)が「ココテラス湘南6,7階の芸術文化利用に係る意志決定過程が検証出来る文書(起案文書等を含む)但し文書番号251301000445を除く」の行政文書公開請求に対し、2014年(平成26年)3月14日付けで行った行政文書不存在を理由とした行政文書公開拒否決定処分を取消し、改めて対象となるべき行政文書の開示について諾否の決定をすべきである。

2 事実

- (1) 異議申立人は2014年(平成26年)2月12日付けで、実施機関に対し、「ココテラス6,7階の芸術文化利用に係る意志決定経過が検証できる文書」について情報提供依頼を行った。
- (2) 実施機関は、同依頼に対し、対象文書を「『公有資産等の活用検討状況について』の議会報告について(文書番号251301000445)」と特定し、同月14日付けで異議申立人に情報提供した。
- (3) 異議申立人は同月28日付けで、実施機関に対し、藤沢市情報公開条例(平成13年藤沢市条例第3号。以下「条例」という。)第10条の規定により、「ココテラス湘南6,7階の芸術文化利用に係る意志決定過程が検証出来る文書(起案文書等を含む)但し文書番号251301000445を除く」(以下「本件請求」

という。)の行政文書公開請求を行った。

- (4) 実施機関は、本件請求に係る対象文書は異議申立人に対して既に情報提供にて公開した文書番号 251301000445 以外には、職務上作成しておらず、不存在であるとして、同年 3 月 14 日付けで行政文書公開拒否決定処分(以下「本件処分」という。)を行った。
- (5) 異議申立人は同月 17 日付けで、実施機関に対し、実施機関による本件処分は理由付記の要件を欠き違法不当であること、また、実施機関は藤沢市行政文書取扱規程(平成 4 年藤沢市訓令甲第 2 号。以下「文書取扱規程」という。)を遵守せず、事業決定に至る経過に関する文書を作成しないことは不当である旨を理由とし、本件処分の取消しを求める異議申立て(以下「本件異議申立て」という。)を行った。
- (6) 実施機関は同年 6 月 17 日付けで、藤沢市情報公開審査会(以下「審査会」という。)に対し、条例第 18 条の規定により、本件異議申立てについて諮問した。

3 異議申立人の主張要旨

(1) 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件処分の取消しを求める、というものである。

(2) 異議申立ての理由

異議申立人の異議申立書及び意見書並びに意見陳述の内容を総合すると、次のとおりである。

ア 実施機関は行政文書公開拒否決定通知書の「拒否する理由」では「既に情報提供している」とあり、平成 25 年 12 月の報告にあたり入居について、文書番号 251301000445 により本市としての意思決定を図りました。その間における意思決定過程が検証できる文書の公開ということですが、市又は外郭団体に対しての入居調整につきましては、機会をとらえて口頭により理事者に報告しているため作成しておりませんので不存在です。」とするが、これは実施機関独自の見解で、条例第 12 条の理由付記の要件を欠き違法不当である。

公文書等の管理に関する法律(平成 21 年法律第 66 号)第 4 条「行政機関の職員は、第 1 条の目的の達成に資するため、当該行政機関における経緯も含めた意思決定に至る過程並びに当該行政機関の事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、次に掲げる事項その他の事項について、文書を作成しなければならない。」とあり、さらに、藤沢市総務部文書統計課「文書事務(第

1編)」6頁「第3章文書事務の流れ 第1節文書事務の必要性」にも「官公庁の事務は、原則として文書によって処理することとなっています。官公庁が作成した文書は、市民や関係者の権利、義務などに影響を及ぼすものが多いので、その取扱いを慎重に行い、誰にでも、正しく、同じように理解されるようにしておく必要があります。そのためには、文書による処理が最も確実です。また、情報公開制度の趣旨を徹底するためにも、本市の保有する情報は、文書として残すことが必要です。(文書取扱規程第3条)」とあり、実施機関が文書取扱規程を遵守せず、事業決定に至る経過(市又は外郭団体に対しての入居調整等の報告)に関する文書を作成しないことは不当である。

イ 平成25年12月10日総務常任委員会の「(3)報告 公有資産等の活用検討状況について」において渡辺企画政策部参事は「(ココテラス湘南の)5階のフロアというのも、6、7階を含めて十分適切な環境になるように調整は進めていきたい」と答弁している。また、同じく永井生涯学習部長は「生涯学習部として、よりよい市民への文化の発信の場として検討したもの」と述べており、新規事業がどの段階で決定されたのか、市民に対して実施機関には説明する責任がある。また、生涯学習部が検討していると答弁していることから、何らかの文書を作成しなければならず、実施機関が本件処分をすることは、条例第12条の要求する理由付記が十分ではないと言わざるを得ず、実施機関の理由付記としては瑕疵があり不当である。

ウ 実施機関はココテラス湘南について「1階から4階までを(現)一般財団法人藤沢市開発経営公社(以下「開発経営公社」という。)が、5階から7階までを市で入居計画を行うことで検討、調整することとした。」と経過を説明しているが、この内容に関する行政文書の存在について知りたい。さらに、実施機関は「2012年6月1日に開催された総務主管者会議を通じ各総務課にココテラス湘南へ移転可能施設の調査を依頼した。その後、2013年9月生涯学習部及び土木部が使用する方向であるとの回答を受け」と説明しており、この移転可能施設の調査依頼書及び回答書が存在すると考えるのが自然であり、実際に存在するのかどうかを知りたい。

4 実施機関の主張要旨

実施機関の非公開理由説明書の内容を総合すると、次のとおりである。

- (1) ココテラス湘南については、当初予定していたマスターリース方式によるテナント募集及び建物管理を中止し、2012年(平成24年)9月議会で報告したとおり、建物の1階から4階までを開発経営公社が、5階から7階までを

藤沢市で入居計画を行うことで検討，調整することとした。

このことから，同年6月1日に開催された庁内の会議である総務主管者会議を通じ，各部の総務課に対し，ココテラス湘南への移転可能施設の調査を依頼した。その後，2013年（平成25年）9月に生涯学習部及び土木部がココテラス湘南を使用する方向であるとの回答を受け，「『公有資産等の活用検討状況について』の議会報告について（文書番号 251301000445）」により市としての意思決定を図り，同年12月藤沢市議会定例会に報告した。

ココテラス湘南の入居調整については，機会を捉え口頭により理事者に対して報告しており，「ココテラス湘南6，7階の芸術文化利用に係る意思決定過程が検証出来る文書」に係る文書は，異議申立人に対して2014年（平成26）2月12日付けで情報提供した「『公有資産等の活用検討状況について』の議会報告について（文書番号 251301000445）」以外には，法的に作成義務はなく，存在しない。

- (2) 条例解釈運用基準の第12条第1項の解釈第3項に行政文書の不存在の理由が例示され，第1号に「公開請求に係る行政文書を実施機関の職員が作成していないため」とある。本件処分の原因については，この例示を参考に，意思決定の経過及びその間における意思決定過程が検証できる文書は作成していない旨を詳細に記載しており，異議申立人が主張する実施機関独自の見解で，理由付記の要件を欠き不当であるとの主張には理由がなく，認容することはできない。

また，実施機関が本件処分を行った事案のように，他の部課の意思表示をもって事業決定を行うものについては，その結果のみを必要とするものである。事業決定の起案文書を作成していないのであれば，「文書取扱規程を遵守せず，事業決定に至る経過に関する文書を作成しないことは不当である」との異議申立人の主張は正当性をもつが，既に異議申立人に情報提供した文書で起案し事業決定を行っており，なんら違法ないし不当はない。

5 審査会の判断

当審査会は，異議申立人及び実施機関の主張をもとに審議した結果，次のように判断した。

(1) 本件請求文書について

異議申立人の本件請求の趣旨は，（現）ココテラス湘南（かつての名称は（仮称）アーバンライフサポートプラザ）の6階及び7階を本市で芸術文化のスペースとして活用する計画及び調整を進めているが，その計画及び調整について

市としての意思決定過程が検証できる文書の公開を求める、というものである。

なお、異議申立人は、2014年（平成26年）2月12日に本件請求と同趣旨の情報提供依頼を行い、実施機関がこれに対し、対象文書を「『公有資産等の活用検討状況について』の議会報告について（文書番号 251301000445）」（以下「本件情報提供文書」という。）と特定して、同日、異議申立人に情報提供したところ、本件情報提供文書は藤沢市議会総務常任委員会に対して市が報告を行った資料に過ぎず、報告までに至る芸術文化のスペースとして活用する計画及び調整についての市の意思決定に至る過程を検証できるものではないとして、異議申立人から本件請求がなされたものである。

(2) 本件処分について

ア 実施機関は、ココテラス湘南の入居調整については、機会を捉え口頭により理事者に対して報告しており、本件情報提供文書以外には作成しておらず、不存在である、としている。

イ これに対し、異議申立人は、実施機関が処分時に行った処分理由説明は実施機関の独自の見解で、条例第12条の理由付記の要件を欠き違法不当であり、また、実施機関が文書取扱規程を遵守せず、ココテラス湘南の入居調整の経過に関する文書を作成しないことは不当であると異議申立書において主張している。

ウ さらに、異議申立人は、意見陳述において、実施機関の説明によると、ココテラス湘南については開発経営公社と市で入居計画を行うことで検討、調整することとしたとのことであるが、この内容に関する行政文書が存在するかどうかを知りたいし、実施機関が2012年6月1日開催の総務主管者会議を通じ行った移転可能施設の調査については、調査依頼書及び回答書が存在すると考えるのが自然であり、実際に存在するかどうかを知りたい、と述べている。

(3) 本件処分の当否について

ア 異議申立人が指摘している、ココテラス湘南の入居調整を開発経営公社と市で行うことについての検討及び調整に関する文書の存在、並びに実施機関が2012年6月1日に開催された総務主管者会議を通じ行った移転可能施設の調査依頼書及び回答書の存在について、当審査会が実施機関に対し職権調査を行ったところ、実施機関は次の文書が存在するとして、当審査会に対して当該文書を提出した。

(ア) ココテラス湘南の入居調整を開発経営公社と市で行うことで検討及び調整をすることとしたことについての文書の存在について

- ・件名「湘南C - X（仮称）アーバンライフサポートプラザ整備・運営事業に係る藤沢市入居計画等の確定状況について」（文書番号241301000089）（以下「追加文書1」という。）

- ・件名「湘南C - X（仮称）アーバンライフサポートプラザ整備・運営事業に係る藤沢市入居計画等の確定状況について」（文書番号241301000350）（以下「追加文書2」という。）

(1) 2012年6月1日に開催された総務主管者会議を通じ行った移転可能施設の調査依頼書及び回答書について

- ・「（仮称）アーバンライフサポートプラザへの移転可能施設の調査について」（以下「追加文書3」という。）

- ・「ココテラス湘南の活用について～生涯学習部の提案及び確認事項」（以下「追加文書4」という。）

- ・「ココテラス賃借 下水道施設課（大清水浄化センターを除く）事務室仮移転について」（以下「追加文書5」という。）

イ 当審査会が、追加文書1ないし5について見分したところ、追加文書1及び2については、市の文書管理システムにおいてデータが保存されており、本件処分時においていずれも出力が可能な状態であったことが判明した。また、追加文書3ないし5については、いずれも本件処分時において書面として存在していたことが判明した。

当審査会は、これら追加文書1ないし5について、異議申立人の請求の趣旨に合致する行政文書であると判断した。したがって、実施機関は、本件処分を取消し、改めて諾否の決定をすべきである。

なお、異議申立人は、本件処分は理由付記の要件を欠き違法不当であると主張している。条例第12条は、不存在の理由について、文書を作成していないのか、あるいは取得していないのか、期限に達したため廃棄したのか等、単に不存在とするだけではなく、なぜ存在しないのかについて請求者が理解できるものでなくてはならない旨を規定しているところである。本件において、実施機関は職務上作成していないとして、その理由を処分時に示しており、本件処分において異議申立人の主張には理由がない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

以 上

別紙

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容 等
2014. 6. 17	実施機関から審査会へ諮問書の提出
6. 26	審査会から実施機関へ非公開理由説明書の提出要請
7. 23	実施機関から審査会へ非公開理由説明書の提出
8. 8	審査会から異議申立人へ非公開理由説明書の写しの送付
8. 11	異議申立人から審査会へ意見書の提出
8. 18	審査会から実施機関へ異議申立人の意見書の写しの送付
9. 3	審査会から実施機関へ資料の提出要請
9. 4	実施機関から審査会へ資料の提出
9. 16	実施機関及び異議申立人への意見聴取
10. 6	審査会から実施機関へ追加資料の提出要請
11. 10	実施機関から審査会へ追加資料の提出
11. 17	審議
12. 19	審議
2015. 1. 19	審議
3. 16	答申

第15期藤沢市情報公開審査会委員名簿

(任期：2014年2月1日～2016年1月31日)

氏名	役職名等
安富 潔	慶應義塾大学名誉教授 弁護士 京都産業大学法務研究科客員教授
小澤 弘子	弁護士
青木 孝	弁護士
中津川 彰	弁護士
金井 恵里可	文教大学国際学部准教授

会長 職務代理者